

建築工事中間検査基準

(趣旨)

第1 この基準は、建築工事検査技術基準第6の中間検査について、必要な事項を定めるものである。

(中間検査の目的)

第2 工事完成時では不可視となる部位について、適切な時期に施工状況等を確認し、受注者に適正な指導を行い工事の円滑な執行を図ることを目的とする。

(中間検査の対象工事)

第3 中間検査を行う工事は、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 当初請負金額が5,000万円（設備工事にあっては、2,500万円）以上かつ工期が6ヶ月以上の工事。ただし、別表に掲げるものを除く。
- (2) 請負金額等の変更により、(1)の対象工事となる場合は、変更が生じた（指示した）時点で中間検査を適切に実施すること。ただし、次項に掲げる時期を過ぎていた場合など適切な実施が困難な場合は、この限りではない。
- (3) 工事完成時では不可視となる重要な部位がある工事、又は出来形の測定・検査が困難な工事で監督員が必要と認めた工事。

(中間検査の時期)

第4 中間検査の時期は、次のとおりとする。なお、工区分けがある場合は最初の工区に行うものとする。

- (1) 建築工事（新築） 壁・天井下地施工中 等
- (2) 建築工事（改修） 外壁下地補修工事中（下地調整材施工前） 等
- (3) 設備工事 主要な機器類の据付工事中 等

(中間検査の項目)

第5 中間検査項目は、建築工事検査技術基準と同様とする。

別表

建築工事		畳工事、木製建具工事、襖工事、防水工事、塗装工事、解体工事等
設備工事	電気	製作期間が長く現場施工期間の短い工事（昇降機設置工事等）
	機械	製作期間が長く現場施工期間の短い工事（大型機器設置工事等）

改正履歴

平成30年3月改正は、平成30年4月1日から適用

令和4年5月改正は、令和4年6月1日から適用